

## 大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の子育て応援機能の強化を図るため、大分県子育て応援活動推進事業実施要領(令和元年7月31日 伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、地域の子育て応援活動を行う団体が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額等は、別表1に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第103号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)を行う場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。

- (5) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (7) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。
- (8) その他規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

（申請の取り下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第7条 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれ

か早い期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 取組状況等の写真
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数）

第12条 規則及びこの要綱の規定により補助事業者が知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。

別表 1

支援の種類	子育て家庭応援枠	こどもの体験活動枠
目的	子育て家庭の身体的・精神的負担軽減につながる活動を行う団体に対し、活動の拡大や新たな支援活動の立ち上げを支援する	こどもに多様な体験機会を提供する活動を行う団体に対し、活動の拡大や新たな支援活動の立ち上げを支援する
補助対象事業	大分県子育て応援活動推進事業	大分県子育て応援活動推進事業
事業実施主体	実施要領4に定める団体	実施要領4に定める団体
補助対象経費	事業を実施するのに要する次に掲げる経費で実施要領5に定める経費 1 賃金 2 報償費 3 旅費 4 需用費 5 役務費 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 負担金	事業を実施するのに要する次に掲げる経費で実施要領5に定める経費 1 賃金 2 報償費 3 旅費 4 需用費 5 役務費 6 委託料 7 使用料及び賃借料 8 負担金
補助率	10/10以内	10/10以内
補助限度額	ただし、20万円を限度とする。	ただし、20万円を限度とする。

第1号様式(第3条関係)

令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年度において、下記のとおり大分県子育て応援活動推進事業を実施したいので、  
補助金 円を交付されるよう、大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱  
第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 支援の種類（別表1の支援の種類から選択し記載）  
〇〇枠
- 2 事業の目的
- 3 事業の完了予定年月日  
令和 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書（第2号様式）
  - (2) 収支予算書（第3号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要する経費

(単位：円)

事業名	補助対象経費	経費の内訳

収 支 予 算 書

1 収入

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
県補助金		
計		

2 支出

(単位：円)

費 目	予算額	うち補助 対象経費	備 考
計			

第4号様式(第4条関係)

令和 年度大分県子育て応援活動推進事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった令和 年度大分県子育て応援活動推進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(注) 以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第4条関係）

令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱第4条第1項第6号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額	金	円
	（令和 年 月 日付け 第 号 による額の確定通知額）		
2	補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円
5	その他		

（1） 別紙を添付すること。

（2） その他参考となる書類

消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係わるもの）を添付すること。

別 紙

令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入れに係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入れに係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備 考
円		円	

- (注) 1 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

第6号様式(第5条関係)

令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間整備保管すること。
- (5) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (7) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。
- (8) その他大分県補助金等交付規則（以下「規則」という。）、大分県子育て応援活動推進事業実施要領及び大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (9) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額の変更に及ぼさない変更で次のとおりとする。

①補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

②補助対象経費の20パーセント以内の増減

(備考) 要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第4号様式）に基づき、変更交付決定をするときは、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更交付申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第7号様式(第9条関係)

令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付請求書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金 円を精算払の方法により交付されるよう、大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

振込先 銀行名 (支店)  
口座種別  
口座番号  
口座名義

第8号様式(第10条関係)

令和 年度大分県子育て応援活動推進事業実績報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付け 第 号 で交付決定通知のあった令和 年度大分県子育て応援活動推進事業について、下記のとおり実施したので、大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書(第9号様式)
- (2) 収支精算書(第10号様式)
- (3) 取組状況等の写真
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

第9号様式(第10条関係)

事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要した経費

(単位：円)

事業名	補助対象経費	経費の内訳

収 支 精 算 書

1 収入

(単位：円)

費 目	予 算 額	精 算 額	増 減 額	備 考
県補助金				
計				

2 支出

(単位：円)

費 目	予算額	うち補助 対象経費	精算額	うち補助 対象経費	増減額	うち補助 対象経費	備 考
計							

第 1 1 号様式(第 1 1 条関係)

令和 年度大分県子育て応援活動推進事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった令和 年度大分県子育て応援活動推進事業実績報告書に基づき、令和 年 月 日付け 第 号 による交付決定通知に係る補助金の額については、金 円に確定したので、大分県子育て応援活動推進事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。